

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書の記載要領

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書は、次に示す記載要領に留意し、記入してください。

様式第43（第62条の5の3関係）

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

京都市長 殿		平成〇〇年〇月〇日	
		申請者 ①	
		住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
		氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (印) 代表者印	
設置者 ②	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所	③ 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇		
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所
設置の許可年月日及び許可番号	④ 平成〇〇年〇月〇〇日 京都市指令消予第〇〇号		
設置の完成検査年月日及び検査番号	平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇〇 第〇〇号		
対象となる地下埋設配管	⑤ 別紙のとおり		
当該地下埋設配管の設置時の完成検査期日	⑥ 平成〇〇年〇月〇〇日		
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) 告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置 ⑦ (有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置 (有・無)		
直近の漏れの点検を行った年月日	平成〇〇年〇月〇〇日 ⑧		
期間延長後の漏れの点検予定期日	再開の日の前日 ⑨		
その他参考となる事項	ボイラーをガスボイラーに変更するために休止する。 ⑩		
※受付欄	備考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所に所在地を記入すること。

3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。

4 ※印の欄は記入しないこと。

- ① 申請時における設置者の住所及び氏名を記入してください。
- ② 設置者の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 設置場所を京都市から記入してください。
- ④ 危険物施設の設置の許可年月日及び許可番号並びに設置の完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑤ 「別図のとおり」と記入し、申請対象となる地下埋設配管を明示した図面を添付してください。
- ⑥ 申請対象となる地下埋設配管の設置時の完成検査期日を記入してください。
- ⑦ 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置について有又は無を○で囲んでください。

告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置

イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置

タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクに設けられていること。

平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置…次の1又は2の措置が施されていること。

- 1 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認していると同時に、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置される条件の下で腐食するおそれがないものであること。
- 2 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。この場合において、当該既設の製造所等の所有者、管理者又は占有者は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること並びに在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置に関することその他必要な事項について計画を定め、市町村長等に届け出なければならない。

- ⑧ 直近の漏れの点検を行った年月日を記入してください。
- ⑨ 当該申請により延長が認められた後の、漏れの点検予定期日を記入してください。
休止が長期にわたり、期日が不明の場合は、「再開の日の前日」と記入してください。
- ⑩ 休止する理由を記入してください。再申請の場合は、その旨も記入してください。